

審議結果

審議会等名称 第 65 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和 5 年 3 月 30 日（木曜日） 10:00～11:50

開催場所 県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室（オンライン併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、柏尾 安希子、小向 太郎、寺田 麻佑、
友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、森田 明、
湯浅 壘道【副会長】
事務局（情報公開広聴課長ほか 6 名）

次回開催予定日 未定

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 稲田

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第 65 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 特定個人情報保護評価書に係る報告について
 - ア 児童福祉法による保育士の登録に関する事務
 - イ 栄養士法による栄養士資格の登録（免許）に関する事務
 - ウ 保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務
 - エ 介護保険法による介護支援専門員資格の登録（免許）に関する事務
- 2 個人情報取扱事務の登録等について
- 3 個人情報保護制度等の見直しについて

1 特定個人情報保護評価書に係る報告について

○人見会長 まず、議題(1)「特定個人情報保護評価書に係る報告について(報告)」です。

この案件は、番号利用法第28条と神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱第7条の規定に基づく特定個人情報保護評価の手续として、知事が評価書の(案)について学識者の合議制機関としての当審議会へ報告するものです。報告は4件ございます。

はじめに事務局から、特定個人情報保護評価の概要、4つの資格事務について特定個人情報保護評価が実施される背景、及び、今後のスケジュールについて説明してください。

【情報公開広聴課が資料1-1及び1-2により説明】

○人見会長 ありがとうございます。それでは、事務の内容の説明及び、評価書の(案)の報告に移りたいと思います。御質問に、よりの確に回答するため、それぞれの案件について、担当所属の職員を呼んでおります。まず、事務局は、ア児童福祉法による保育士の登録に関する事務の担当所属である、福祉子どもみらい局次世代育成課の職員を紹介してください。

○事務局 それでは次世代育成課より職員紹介をお願いいたします。

○次世代育成課 神奈川県福祉子どもみらい局次世代育成課でグループリーダーをしております山本と申します。よろしくをお願いいたします。

同じく次世代育成課の岩森と申します。よろしくをお願いいたします。

○人見会長 それでは、担当所属は説明をお願いします。

【次世代育成課が資料1-3により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして委員から何か御質問、あるいは御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

○人見会長 先ほどの御説明についての一般的な質問ですが、使用するシステムは、この4月から開発を始めるということですが、今現在開発されていなくても、この評価はしっ
かりできるということでしょうか。

○次世代育成課 システムの開発を始める前にこの評価を行わなければいけないということになっておりまして、そのシステム開発の開始に先立ちまして評価を行っております。今はその開発で設計している内容について評価をしております。

○人見会長 了解いたしました。他にありますか。

○森田委員 重点項目評価書の8,9ページ目に再委託に関する項目がありまして、これは

再委託をするということが前提ということだと思います。システム自体の開発が途中で、完全に固まったものではないとは思いますが、再委託するという方法自体がほぼ確実なのかどうか、現時点でどの程度イメージを持っているのか、再委託するとした場合、一般の入札でやるのかどうか、その辺についてある程度見通しが立っている部分がありましたら御説明いただければと思います。

○次世代育成課 再委託に関しては、実施をする予定となっておりますが、この国家資格等情報連携・活用システムの開発は、デジタル庁で行っておりまして、業者の調達等も行っていると思いますが、詳しい情報は、確認しておりません。

○森田委員 ありがとうございます。

○人見会長 ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

○小向委員 事務の流れについて確認させていただきたいのですが、資料1-3の最初のページです。この一番下の米印のところですが、紙による申請の場合は既存システムにより受け付けた後、国家資格等情報連携・活用システムにデータ連携を行うというふうに書かれているのですが、これは、紙によって申請されたものを、県職員の方が、システムに入力するという事務も継続するということを行っているのでしょうか。マイナポータルを使う場合というのは、保育士登録システムへの入力も、自動的にマイナポータルに入力されたものが、そちらに入力されて、システム処理されるというイメージなのでしょうか。

○次世代育成課 まず、オンラインで申請をする場合は、マイナポータルの方で、必要な情報を入力していただいて、そのデータが国家資格等情報連携・活用システムから保育士登録システムに送られてくる形となります。紙で申請したいという方もおそらくいらっしゃるかと思いますので、そういった方につきましては、紙で申請を受け付けます。申請の受付は登録事務処理センターに委託をしておりますので、登録事務処理センターで保育士登録システムにデータを登録しまして、その登録情報を国家資格等連携・活用システムに送る形になります。

○小向委員 ありがとうございます。そうすると紙で申請して、保育士登録システムに直接入力をしてもらう場合でも、戸籍抄本・謄本や、住民票の写しの添付は省略されるようになるということになるのでしょうか。

○次世代育成課 はい。国家資格等情報連携・活用システムの方からデータ連携ができるようになります。

○小向委員 わかりました。オンラインでやる場合はもうマイナポータル1本だということですね。ありがとうございます。

○人見会長 ありがとうございます。他にありますかでしょうか。よろしいですね。この件は一応報告事項ですのでこの程度とさせていただきたいと思います。では担当所属の職員の皆さんは退席していただいて結構です。

○人見会長 次に、イ栄養士法による栄養士資格の登録（免許）に関する事務、及び、ウ保

健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務の報告に移ります。事務局は、担当所属である、健康医療局医療課の職員を紹介してください。

- 事務局 それでは、医療課より職員の紹介をお願いいたします。
- 医療課 神奈川県健康医療局保健医療部医療課の塩野と申します。よろしくお願いたします。
- 人見会長 それでは、担当所属は説明をお願いします。

【医療課が資料 1－4 により説明】

- 人見会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について御質問、御意見がありましたら発言をお願いしたいと思います。
- 人見会長 先ほど保育士の登録について、御報告いただいたのですが、その時には、栄養士、准看護師について留意事項として御説明があった事項は伺ってないのですが、先ほどの保育士においても共通の事項ということでもよろしいでしょうか。
- 次世代育成課 先ほど御説明しました次世代育成課の山本と申します。今回、このタイミングで報告をさせていただいたのは、国の国家資格等情報連携・活用システムの開発を開始する前に、評価する必要があるため行っているのですけれども、保育士登録システムの方も、このシステムに連携させるために改修が必要となるのですが、そちらの方はまだ詳細が決まってないところもありますので、今後、例えば事務の流れの変更等がある場合には、また改めて評価をやり直す必要が出てくる可能性もあると考えております。
- 人見会長 ありがとうございます。そうしますと、栄養士と准看護師の個人情報保護評価の説明の留意事項については保育士についても同じで、いつ実施するか、いつ移行するかについては都道府県の判断で、具体的な実施については県の判断で動く可能性があるというのは共通だと理解いたしました。ありがとうございます。他に委員の皆様から、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。
- 伊部委員 神奈川県社協の伊部です。マイナポータルやマイナンバーの活用を前提とした事業についていくつかお話がありました。マイナンバーについては県でも例えば昨年県のたよりに掲載するなど普及啓発に努めていると感謝しておりますが、様々な御意見があり、まだ、全員が活用しているわけではないと認識しています。そこで、各自治体でのマイナンバーカードの普及、理解促進、利用促進が一層進むよう、県行政として御尽力いただければと願っているところです。
- 人見会長 ありがとうございます。事務局の方から何かありますでしょうか。
- 事務局 はい。御意見を受けとめさせていただきまして、また関係部署とも共有させていただければと思います。
- 人見会長 資料 1－4 の「2 事務の流れ」の⑤でデジタル資格証を発行するとなってい

ますが、デジタル資格証というのは紙でないというだけでなく、マイナンバーカードと一緒に感じるような感じなのではないでしょうか。

○事務局 こちらの声聞こえておりますでしょうか。

○人見会長 今聞こえました。

デジタル資格証というのはどういうものなのか質問させていただいて、お答えいただいている途中で聞こえなくなったので、そこから御説明いただいてもよろしいですか。

○医療課 ではデジタル資格証について御回答させていただきます。実際のところ、具体的にどういった形でそのデジタル資格証を作成、発行するか、マイナンバーカードに連携させるのか、それとも独立した形でURLにアクセスして、表示させるような形にするのか、そういったところはまだ具体的に検討が及んでおりません。私どもは看護師等の国の資格に関する事務も行っているのですが、その国の担当部署に確認しても、そのデジタル資格証というのが、どういった形で発行できるのかというのが、国の方でもまだ検討できていないという回答だったので、県としてもどういった形で発行できるかは、まだ具体的な話はできない状況です。

○人見会長 わかりました。ありがとうございます。他に委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、この件は報告事項ですのでこの程度とさせていただきたいと思えます。担当所属の職員の方は退席いただいかまいません。

○人見会長 次に、エ介護保険法による介護支援専門員資格の登録（免許）に関する事務の報告に移ります。事務局は、担当所属である、福祉子どもみらい局地域福祉課の職員を紹介してください。

○事務局 それでは、地域福祉課より職員を紹介をお願いいたします。

○地域福祉課 神奈川県福祉子どもみらい局、地域福祉課のグループリーダー廣石と申します。よろしく申し上げます。同じく地域福祉課の渡辺と申します。よろしく申し上げます。

○人見会長 それでは、担当所属は説明をお願いします。

【地域福祉課が資料1－5により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの説明について何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○人見会長 この事務でも紙申請のルートは、なお残るということですね。別紙のところにある印刷関連事業者のところ矢印がいますが、これは先ほどおっしゃられたように掲示義務があり、紙の証明書が必要になるので、印刷してそれを送ることになるということでしょうか。

○地域福祉課 現行の法制度上ですと、介護支援専門員証を紙で持っている必要があるた

め、最終的には、オンライン申請されたものについては紙で出力した資格証を申請者に郵送する流れが想定されています。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。この件は報告事項ですのでこの程度にしたいと思います。それでは担当所属の職員の方は退席いただいで構いません。

2 個人情報取扱事務の登録等について

○人見会長 次に、議題（２）「個人情報取扱事務の登録等について」の報告となります。事務登録簿の新規登録等について事務局から説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料２により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、発言をお願いします。

○人見会長 最初の質問です。条例を改正して個人情報ファイル簿の制度を導入し、ファイル簿がカバーしていない 1,000 件以下について事務登録簿を実施するということかと思っただのですが、そのあたりはどういう整理でしょうか。こちらで上がっているのは以前からの事務登録簿ですか。

○事務局 今回御報告しましたのは、令和 5 年 2 月 17 日までの以前の事務登録簿についてですが、現在登録のある事務登録簿を簡易版の形で、ファイル簿に様式を合わせたもので作成をしております。また、そちらとは別にファイル簿の作成を終え、4 月 1 日より公表予定です。

○人見会長 ありがとうございます。4 月 1 日以降はファイル簿が導入され、当審議会への報告は、実施機関ごとにファイル簿と事務登録簿の両方を御報告いただくということでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○人見会長 他に今回の従前の事務登録簿の新規登録及び変更等について御質問等ありましたらお願いします。

○人見会長 では異議がないということで、当審議会としての特段の意見はないものとします。

3 個人情報保護制度等の見直しについて

○人見会長 それでは、議題（３）「個人情報保護制度の見直しについて」の報告となります。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料3-1、3-2、3-3により説明】

- 人見会長** ありがとうございます。令和5年4月1日以降の法律と条例との関係について説明がありまして、そのあと、なお残されている検討事項として個人情報事務登録簿と、匿名加工情報の話がありました。それぞれ、一緒に議論をすると混乱しますので、まずは新しい制度の全体像と、それから個人情報事務登録簿の部分について御質問、御意見等ありましたらぜひ伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 人見会長** 事務登録簿ですが、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについてファイル簿に変換するという作業が完了したというお話でしたが、今後、残される1,000件以下の部分の事務登録簿にする部分について、これも作業終わったと伺っていますが、次回の当審議会で結構でするので雛形のようなものを見せていただきたいと思えます。
- 事務局** 了解いたしました。
- 人見会長** よろしく願いいたします。また、審議会のメンバーになった時、この黄色い表紙のハンドブックをいただいています。今日改めて改正後の個人情報の保護に関する法律施行条例という名称を見ると、リセットされてしまったという、残念な気持ちがあるのですが、ハンドブックもこの法律施行条例に即したような薄いハンドブックになってしまうのでしょうか。
- 事務局** 今までよりは少し薄くはなりますが、この条例の解説等も載せながらハンドブックの方を準備しております。
- 人見会長** その条例の解説についてですが、今日拝見した14カ条の条文の逐条解説だけでは、法律で規律された部分についての解説がないと、本当に施行条例の部分だけになってしまいます。今まで神奈川県が条例でやってきた個人情報保護制度のあり方を、これの中には非常に重要な過去の蓄積が込められているので、今後、神奈川県が運用していく個人情報保護法の各条文の解説というような形で、その法律の条文の運用としてこれまで神奈川県がやってきた運用を生かすようなハンドブックにしていきたいと思いますというのが私の個人的な意見です。他にも委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。
- 人見会長** 他によろしいでしょうか。では先ほどの検討事項の中の個人情報事務登録簿ですが、最初は大量な作業となって完了するかどうか心配だというような意見もあったかと思いますが、無事には済んだようで結構です。問題は匿名加工情報で、非常に課題が山積みようです。委員の皆様から今御報告いただいた点について御質問、御意見等ありましたら出していただければと思います。
- 小向委員** 御説明ありがとうございます。今、会長がおっしゃったように、行政機関等匿名加工情報は課題が山積みだと思います。もともと匿名加工情報自体が何をやれば

匿名加工情報になるのかあまり明確になっていないものですので、特に、要件として求められる加工の処理は、ガイドラインに推奨として書いてあるもの全部やると多分役に立たない情報になる可能性が結構あります。何かこれを単純な入札で事業者を選ぶというのはそもそも無理ではないかという感じも受けるところです。そこで、質問は、これについて、まさにこの法律の所管官庁である個人情報保護委員会が、例えば仕様であるとか、事業者の選定の場合に、どういうことに留意すべきということについて当然考えを示すべきだと思うのですが、そういったことについての相談であるとか協議というのは行われているのでしょうか。私が不勉強で知らないだけかもしれませんが、教えてください。

○事務局 この件につきましては、当然個人情報保護委員会の方に書面での照会、書面でのお願い、来訪しての再度の照会とお願いというのをさせていただいております。内容については、細かいところであるのですが、それについての十分な回答が得られていないというのが現状です。参考までにですが、これは公表されている情報ですので差し支えないと思うのですが、以前、平成の時代に、データ加工する際に、その認定事業者、この事業者であればというような制度を作ろうというようなお話があったのですが、それが頓挫してしまったという経緯があることを補足させていただきたいと思います。

○小向委員 ありがとうございます。認定事業者制度を作ったら良いのではないかという議論があったのは存じ上げているのですが、やはり難しいです。匿名加工情報の加工は、程度問題で、この匿名加工情報はこのくらいの加工でも良いかもしれないが、この情報は駄目という振れ幅が、個人情報保護委員会の説明でもあるので、基準を定めるのがかなり難しいだろうと正直なところ思います。しかも、提案してきた事業者と内容を詰める前に、加工する事業者を選定しなければならないのが大変だとおっしゃっていますが、それはまさにそうで、何にどう使うのかということが決まらないうと仕様が決まらないうだろうと思われま。そのあたりは大変ですけれども、きっちり手順書的なものを固めて進めないといけないうらうと思ひます。ただ、この制度への対応は法律上の義務になるので、もし提案があると対応しなければなりません。そのため、急いで準備を進めなければならないことはわかるのですが、ここを曖昧にすると制度自体が頓挫してしまう可能性があると思ひますので、大変かと思ひますがよろしくお願ひします。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○湯浅副会長 行政機関等匿名加工情報について、事務局で今どのように考へているか、方向を伺えればと思ひます。まずは質問です。提案者の欠格事由については、提案者自らが欠格事由に該当しないことを自分で証明させれば良いと思ひのですが、提案について新たな産業の創出等に資するかという審査条項について、この審査をどのタイミングでどの機関が行うことになるか、まだ決まていないかもしませんが、今の事務局としてのイメージを教へていただきたいです。それから、意見になりますが、小向委員がおっしゃったように、加工事業者の選定について入札になるのか等、いく

つか問題点があるように思います。これは神奈川県だけの特異な問題ではないので、幸い県内には3つの政令市があるところですので、政令市はどういう風にやっているのか等、事務局で意見交換もしながら、制度運用のフローを整理していただければ良いかなと思います。以上、質問と意見になります。

○人見会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局 今、湯浅委員から頂いたのは2点と理解しました。1点目は審査の関係、2点目については入札等になじむか、近隣の政令市と連携をしたらいかがというお話だと思います。1点目についてですが、内部的に、当課の役割と、データを所管する所管課の役割、それからデジタル関係がどうしても絡んできますのでデジタル部門としてデジタル戦略本部室、この3者が中心となり、各フェーズで役割を担っていこうというふうに考えています。ここまでは概ねお話できるところでございます。それを審査の段階に当てはめた場合ですが、条文上、湯浅委員がおっしゃったように、新産業の創出等ということについて、それ以下の細目につきましては、ガイドライン・事務対応ガイドにおいても詳細は定められておりません。ちなみにガイドライン・事務対応ガイドですけれど、技術的助言に準じるということで、技術的助言ではないのですが、参照する資料として耐え得るものなのですが、そこも内容がはっきりしていないというところでは、制度を所管する当課と、データ所管課で検討を行っていくのかなと考えておりますが、まだはっきりしておりません。デジタル関係に関する部分については、当県のデジタル部門が関わるかと思いますが、新産業の創出等の点については、デジタル部門はあまり関わりがないのかと思うのですが、まだ詳細については未定です。その辺りを現在内部で詰めているところでございます。

2点目のお話ですが、会計の分野に関わってくるもので、基本的には地方自治法では競争入札によるところ、理由があればプロポーザル、もっと理由があれば一者随契ということになりますので、どの制度がまず使えるのかというところを確認しております。その際に、湯浅委員がおっしゃったように、政令市も地方自治法によるというのは同じですので、このところも特に連携を深めて情報共有して参りたいというふうに思います。

○湯浅副会長 ありがとうございます。入札の件は事務局でも検討していただくとして、これは個人的な意見ではありますが、入札案件というのは、こちらが詳細に要件等全てを示して入札にかけるのが通常です。他方、行政機関等匿名加工情報の場合は、具体的にどのように匿名加工してくださいというところまで、こちらで指定して入札するのは、制度の趣旨として馴染まないかと思います。むしろ、どういう手法を用いて匿名加工するのかは、匿名加工する事業者に提案してもらうほうが良いので、これはいわゆるプロポーザルといえるのかどうか、私も行政会計や地方自治法の専門家ではないので判断できませんが、そういう方向で検討していただくのはあるのではないか思っております。

○事務局 ありがとうございます。

○人見会長 他にいかがでしょうか。

○森田委員 この関係で私が気になっているのは、この提案募集の対象になるのものと、情報公開請求があれば全部または一部開示されるものという要件があります。この関係で少し前に国会等で問題になったのは、国に対して集団訴訟を起こすというケースだと思います。大人数で原告が訴訟を起こしていると、その場合の原告の名簿が提案募集の対象ということで上がっていたということがありました。これについて、制度の運用上は、名前自体が非公開になりますが、全部不開示というわけではないだろうということで、一応、提案募集対象に形式的にはなるかと思うのですが、これに対しては非常に反発がありまして、国会での質問等もされて、それを受けた形で、結局、提案募集の対象から取り下げをしています。その対象外とした理由というのは、大部分の情報が不開示になるという説明であったと思うのですが、しかし、その大部分などという理屈が立つのかという問題があって、要件としては一部でも開示されてしまうものは、募集の対象になるはずなので。ただそういう先例が国で一つできてしまったので、これを受けた形で今後の運用がどうなるのかということ、今度は自治体が自分の問題として考えないといけないということになります。なお且つ、これはおそらく自治体が勝手にそういう例外を作るわけにもいかないの、やはり個人情報保護委員会にきちんと問題提起をして、どこまでが提案募集対象になるのか、どこまで除外されるのかということについて、はっきりした基準を示してもらう必要が出てくるのではないかと思います。何かもしその辺について、動き等ありましたらお知らせいただきたいです。あるいはこの点について今後どうするかのお考えとか、御意見がありましたらお願いします。

○人見会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 この点について、現時点で言及することはこちらで持ち合わせていません。申し訳ありません。これについては、個人情報保護委員会に照会をして、まずは御回答いただくということになります。この他の事務についても個人情報保護委員会に対して、たくさん照会をしておりますし、十分ではないですが、回答もいただいております。その中で、当然照会をしていくものというふうに認識しております。

○人見会長 ありがとうございます。

○森田委員 そういうことになるかと思いますが、よろしくお願いします。

○人見会長 他に匿名加工情報のところで何かありますでしょうか。よろしいですか。なかなか難しい問題に直面していますが、一方で4月1日から施行ということで、先ほど小向委員からも、実際にそういう提案があったらどうするのかというお話もありましたが、あまり拙速にやっても、最後、制度が頓挫ということにもなりかねないので、急ぐ必要はあるが、でも慎重に進めていただくということになると思います。あまりアドバイスが出来なくて申し訳ないのですが、この件についてはここまでとさせていただきたいと思います。どうか適切な対応をお願いしたいと思います。